

国・県の誤りを正し、暫定保管を!!

焼却処分は放射能の分散・拡散を招き許されない



くまがい義彦の 県議会報告

第44号
平成28年4月

《連絡先》
栗原市築館薬師台4-10
電話 0228-22-4511
FAX 0228-22-8218
ホームページもご覧下さい。
熊谷義彦 で検索
<http://www.wadp.niigata.com/kumagai/>

放射能汚染物

県内での最終処分場は許されない



2月定例県議会報告

2月定例県議会は2月16日から3月15日までの29日間開かれ、2015年度補正と2016年度当初の各予算議案、がん登録情報利用等審議会条例制定をはじめとする条例議案、大震災後旧関連工事の請負工事契約議案などが提案されました。2016年度当初予算は一般会計で過去五番目の規模となる1兆3,744億円(震災関連分4,833億円を含む)となり、2010年度以降の震災対応予算は累計で5兆3,522億円になります。主なものは災害公営住宅整備費34億5,863万円、医学部設置支援費30億100万円、ドクターヘリ運航費2億3,538万円、いじめ・不登校対策費2億4,450万円などです。(私の一般質問の一部を掲載します)

東京電力の事故責任 謝罪を強く求める

問1 今なお放射線物質が飛散している福島第一原発の現状について、ドームで覆う方式を採用して空間への飛散を減らすべきと思うが、どう捉え、国にどう要望しているのか。

答 東京電力福島第一原子力発電所では、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、周辺環境等への安全確保を最優先に、飛散防止剤散布などの放射性物質への対策を講じなが



ら、廃炉に向けた作業が進められており、放射性物質の放出量についても放出管理の目標数値を下回っていることが確認されております。廃炉までの道のりは長く、今後も様々な対策が必要になるものと認識しておりますので、県としては、国が前面に出て対策を講じるとともに、東京電力に対しては、強く指導するよう継続して要望してまいります。

問2 事故による放射能汚染や核廃棄物問題からも、原発の再稼働

は認められないと思うがどうか。また、県民は今なお原発安全神話を信じていると考えているのか。

答 原子力発電所の再稼働については、エネルギー政策における中長期的な観点から、国において総合的に判断されるべきものと考えております。

また、国は、原子力発電所において、過酷事故は起こりえないという、いわゆる「安全神話」については、エネルギー基本計画において決別するとしております。

県といたしましても、原子力災害は起こりうるものであるとの前提で、防災対策の推進に努めているところであり、この認識は、県民の皆様も同様ではないかと思っております。

問3 福島第一原発から放出された放射線物質の責任の所在について、発生者や排出者が特定されず免責されていると思うが、東京電力が主張する無主物論を含めて現状をどう捉えているのか。

答 東京電力は、放射性物質汚染対処特措法及びその基本方針により、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染について必要な措置を講ずることとされており、免責はされてお

りません。なお、放射性物質の所有

権をめぐる解釈は、司法において判断していただきたく考えておりますが、所有権の有無に関わらず、東京電力は、原発事故により放射性物質を放出した原因者として、廃炉・汚染水対策や、損害賠償などについて、しっかりと責任を果たしていただくたいと考えております。

問4 知事の所にはいつ誰が来たのか。また、東京電力に対して、責任の所在の明確化と県民への謝罪を求めるべきと思うが、明確な所有物責任を含めてどうか。

答 原発事故後の平成23年9月に東京電力の副社長が来庁し、原発事故に対する県民が受けた被害に対する謝罪がありました。また、私が東京電力本社を訪問した際にも、会長や社長から謝罪があったほか、原発事故被害対策のために設置した「みやぎ県民会議」の場において、関係団体の責任者や自治体の長に対して、副社長から謝罪がありました。

原発事故により放出された放射性物質の所有権については、県は判断する立場にありませんが、東京電力には、原因者としての立場をしっかりと認識し、安全かつ着実に廃炉・汚染水対策を進めるとともに、事故の被害者に対し、十分な賠償を一日も早く行うことを継続的に求めてまいりたいと考えております。

県対応の欠如と健康調査を

問5 今回の原発事故への県の対応は5つの課題が挙げられ、危機意識の欠如と対応の遅れがあったと思うが、事故から何を学び、何を教訓として将来にどう伝えていくのか。

答 東日本大震災はこれまで経験したことがない未曾有の大災害であり、広範囲に被害が及び、様々な事象への対応が必要となりました。

今回の原発事故対応においては、的確な状況把握や情報伝達の遅れなど十分ではなかった点があったと認識しております。

これらを踏まえ、原子力発電所立地県である我が県においては、普段からあらゆる可能性を探り、防災対策を講じていくことが重要であることと改めて認識したところで、危機管理の必要性・重要性を広く後世にも伝えていくべきであると考えております。

問6 低線量被曝の影響について、学説が一定していない状況であり、最悪の事態を想定して対応を検討し、健康管理を行うべきと思うがどうか。

答 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線による健康影響と健康調査の必要性については、平成24年2月に宮城県健康影響に関する有識者会議により「科学的・医学的な観点からは、健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はない」との判断が示されており、平成26年12月に国の専門家会議が公表した中間とりまとめの内容などからも、その判断を変更する状況にはないものと考えております。

県としては、今後も、放射線に関する正しい知識の普及啓発などにより、県民の不安解消に努めてまいります。

東京電力との話し合いを4月20日に行います。原発の現状、汚染物処分、損害賠償等、皆さんの御意見を是非お寄せ下さい。

連絡は↓
FAX
0228-22-8218

Eメールアドレス
k08055682696@gmail.com

へお願いします。
計報のご連絡もお願いします。

今後ともよろしくお願ひ
致します。



一般廃棄物との混焼は廃棄物処理法違反

市町村における焼却処分について

問1 8,000ベクレルとした根拠について、原子炉等規制法では100ベクレルとしているクリアランスレベルのダブル基準の問題点と併せてどうか。

〔答〕 8,000ベクレルの基準は、「廃棄物を安全に処理するための基準」として、通常の処理方法でも、周辺住民・作業員ともに、その追加被曝線量が一年間で1ミリシーベルト以下となるよう、放射性物質汚染対処特措法に基づいて定められたものであります。一方、原子炉等規制法に

基づく100ベクレルの基準は、「廃棄物を安全に再利用できる基準」であり、運転を終了した原子力発電所の解体で発生したコンクリートなどの廃棄物を一般社会で安全に再利用するための、いわゆるクリアランスレベルとして定められたものです。

この2つの基準値は、設定した目的がそれぞれ異なるものであることから、クリアランスレベルをダブル基準にしているものではないと考えております。

問2 混焼しても放射能の絶対量は減らない。また、焼却灰が8,000ベクレルを超えた場合は指定廃棄物となるのか。

〔答〕 放射能に汚染された廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムは、大部分が「ばいじん」の中に移行します。この「ばいじん」が付着する炉の内壁やバグフィルターなどが汚染されることとなります。汚染の程度は、焼却する廃棄物の放射能濃度、数量及び炉の焼却方式によって異なりますが、バグフィルターで捕捉された「ばいじん」は、定期的に払い落とされる仕組みとなっておりますので、バグフィルター自体の汚染の程度は、さほど高くないものと考えております。



産業廃棄物の最終処分場

建設業の現状
平成13年4月2日～平成39年3月31日

理事長 鈴木 謙一

福島県内最終処分場予定地にて（産業廃棄物が予定地です）

なお、汚染されたバグフィルター等の部品は、メンテナンス等の時点における放射能濃度により、産業廃棄物または指定廃棄物として適正に処理されること

問3 焼却した場合、バグフィルターや部品はどの程度汚染されると判断しているのか、処理方法や根拠を含めてどうか。

〔答〕 放射能に汚染された廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムは、大部分が「ばいじん」の中に移行します。この「ばいじん」が付着する炉の内壁やバグフィルターなどが汚染されることとなります。汚染の程度は、焼却する廃棄物の放射能濃度、数量及び炉の焼却方式によって異なりますが、バグフィルターで捕捉された「ばいじん」は、定期的に払い落とされる仕組みとなっておりますので、バグフィルター自体の汚染の程度は、さほど高くないものと考えております。

問4 放射性廃棄物は廃棄物処理法の趣旨に則って処理すべきであり、緊急事態なら特措法を設けて超法規的に処理できると考えるのは誤りだと思いませんか。

〔答〕 原子力発電所の敷地外に大量の放射性物質が放出されて、その汚染が問題となった我が国で初めてのケースであり、我が国を含む広い範囲で汚染された土壌や廃棄物が大量に発生いたしました。これらの処理を進めるには、新たな法制度が必要となつたため、事故由来放射性物質による環境汚染からの影響を速やかに低減することを目的として、特別措置法が制定されたものと認識しております。

指定廃棄物の焼却について

問1 30万ベクレル程度の高レベル放射性廃棄物の焼却灰について、高レベル廃棄物か低レベル廃棄物かの基準は何か。また、事故前の基準と対応に則して対処すべきと思うかどうか。

〔答〕 高レベル放射性廃棄物とは、使用済燃料の再処理により発生した残存物を固化化したものを指すとされており、それ以外の原子力発電所等から生じる放射性廃棄物が低レベル放射

性廃棄物と言われております。これらの廃棄物については、「原子炉等規制法」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」による規制を受けますが、いずれにしても、原子力発電所等によって発生する放射性廃棄物の最終処分は、指定廃棄物の規制の対象とはされておりません。

問2 焼却施設や処分場、保管管理施設にも管理区域を設定すべきと思うが、今回の焼却及び保管施設の場合どうなるのか。

〔答〕 国は、汚染廃棄物等の処理に従事する労働者を放射線被曝から守るために、電離放射線障害防止規則を改正するとともに、新たに「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を策定しました。

問3 バグフィルターによる放射性物質の捕捉の実証実験については、バグフィルターを備えた福島県内の一般廃棄物焼却施設及び環境省の実証事業において行ったものと同じか。

〔答〕 福島県内の10万ベクレル以下の指定廃棄物については、既存の管理型処分場において埋め立て処分する計画であり、雨水による地下水汚染対策に万全を期す必要があるため、焼却灰等をコンクリート固形化した上で埋め立てるものと考えております。

バグフィルター捕捉率は研究者によって異なる

問3 バグフィルターで放射性物質を99%以上捕捉できるとの考えもあるが、どの実証実験での結果なのか。また、実際のバグフィルターの捕捉率をどの程度と想定しているのか。

〔答〕 バグフィルターによる放射性物質の捕捉の実証実験については、バグフィルターを備えた福島県内の一般廃棄物焼却施設及び環境省の実証事業において行ったものと同じか。

問4 バグフィルターを使ってもセシウムを100%捕捉することは不可能であり、空中に飛散するセシウムの量が少ないから住民は我慢せよとされているのか。

〔答〕 国の実証事業によれば、バグフィルターによる放射性セシウムの除去率は99.9%以上とされており、また、排ガスの測定実績でも煙突部分の排ガス中のセシウムは検出下限値以下となっており、住民への影響は極めて少ないものと考えております。

問5 福島県では焼却灰をコンクリートで固形化するが、我が国ではフレコンパックに入れるだけにする理由について、フレコンパックの耐用年数を含めてどうか。また、保管管理施設をコンクリートで囲うとしているが、コンクリートの耐用年数と耐震基準についてどうか。

〔答〕 福島県内の10万ベクレル以下の指定廃棄物については、既存の管理型処分場において埋め立て処分する計画であり、雨水による地下水汚染対策に万全を期す必要があるため、焼却灰等をコンクリート固形化した上で埋め立てるものと考えております。



「管理区域」が設定されるかどうかについては、今後焼却施設等が設置される際に、空間放射線量などを測定し判断されることとなります。



なお、施設本体は鉄筋コンクリート構造物で、100年以上の耐久性を備え、当該地において想定される最大級の地震に対して、倒壊、崩壊しない構造で建設する計画と聞いております。

責任管理・安全協定について

問6 県内の3候補地とも豪雪地帯だが、1年中24時間管理することは可能なか。また、委託せずに国が直接管理すると考えてよいのか。

〔答〕 現在計画されている最終処分場の管理方法については、国の職員が常駐し、定期的な点検・診断の実施、必要に応じた補修、敷地周辺の空間放射線量率や地下水の水質測定など、何重もの安全対策を講じると聞いております。

問7 搬出から焼却処分までの過程で事故が発生した場合の責任と補償についてどうか。また、東京電力の所有物を自由

〔答〕 我が県における指定廃棄物の最終処分場建設に当たっては、安全協定締結の必要性及びその相手方等については、国の判断となりますが、建設地の首長及び住民への十分な説明と理解は、重要なことであると考

に排出することについて問題は無いのか。

〔答〕 指定廃棄物の処理については、特措法において、国が責任を持つて行うこととされており、適切に管理されることになると思いますが、万一事故が起こった場合の責任や補償については、事実ごとに国において対応されるものと考えております。

問8 住民合意の上で安全協定を結ぶことが必要だと思いが、協定の当事者についてどうか。さらに、首長だけが合意すれば推進できると考えているのか。

〔答〕 我が県における指定廃棄物の最終処分場建設に当たっては、安全協定締結の必要性及びその相手方等については、国の判断となりますが、建設地の首長及び住民への十分な説明と理解は、重要なことであると考

えております。

問9 原子力規制機関や原発を推進してきた学者も責任を負うべきと思うがどうか。また、推進に協力してきた自治体の首長や議会の責任についてどうか。

〔答〕 福島第一原子力発電所事故前の規制基準は、地震や津波等の大規模な自然災害の対策が不十分であったことなどが指摘されたことから、新たに、専門的知見に基づき中立公正な立場で、独立して職権を行使する原子力規制委員会が設置され、新規基準が制定されたものと認識しております。

また、日本原子力学会及び日本保全学会では、原子力安全国際シンポジウム声明の中で、「学術的専門家集団として、東京電力福島第一原子力発電所の事故を真摯に反省し、「技術的なサポートを継続し、信頼回

復に努める」と宣言したことは承知しております。なお、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として進められてきたものであり、進められたもので発生した事故そのものの責任は、自治体の首長や議会には問えないものと考えております。

問10 最大の被害者である住民が汚染の責任を押しつけられるのは理不尽だと思いがどうか。

〔答〕 事故による汚染の責任は、一義的には汚染原因者である東京電力にありますが、これまで原子力政策を推進してきた国も、その社会的責任に鑑み、汚染への対処に関し、大きな責任を担うこととされておりま

指定廃棄物の処理については、国が行うこととされており、現在も続いている汚染による県民生活への影響を一刻も早く払拭するため、国には、住民に責任を押しつけることなく、最後まで責任を持って取り組んでいただきたいと考えております。

採択した議案等

決議(1件)

○北朝鮮による四度目の核実験と事実上の「弾道ミサイル」発射に抗議する決議

意見書(8件)

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関する意見書
- 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書
- 寡婦控除の適用対象を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書
- 児童虐待防止対策の抜本的強化を求める意見書
- 主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書
- 奨学金制度の拡充等を求める意見書
- 北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決のために法の趣旨の徹底等を求める意見書
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の早期制定を求める意見書
- 平成28年度宮城県一般会計予算附帯意見
「被災地の産業再生にかかわる各種制度等の運用に当たっては、被災地の現状に即して柔軟に対応するとともに、引き続き、さらなる制度の拡充や弾力的な運用を国に求めていくこと」

採択した請願(1件)

○9・11 豪雨災害に関することについて

未指定廃棄物の扱いについて

問3 県内の指定廃棄物の全体量について、国指定や未指定のもの、今後の見直しも含めてどうか。

〔答〕 先月20日時点における県内の指定廃棄物の数量は約3,400トンとなっております。

また、我が県における8,000ベクレルを超える廃棄物の量は、未指定のものも含め、合計で約6,000トンになると見込んでおります。

一方、国から、指定を解除する制度を新たに設ける考えが示されたことや、8,000ベクレル以下の牧草等の焼却により、新たに指定廃棄物が発生する可能性もあることから、全体量は、現時点では予測できないものと考えております。

問4 指定廃棄物の指定と解除は国と自治体の協議によるものとして、今後国に申請する指定廃棄物はどうか判断されるのか。栗原市内で保管されている放射性廃棄物などを含めてどうか。

〔答〕 未指定廃棄物の取扱いについては、これまで国から、過去に適切な方法で8,000ベクレルを超えていたことが確認されていたことが確認されている場合は、その結果に基づいて指定を受けることは可能と

問6 処分方法を科学的・合理的に明示するのは国と東京電力の責任であり、市町村に責任転嫁すると思うがどうか。

〔答〕 指定廃棄物の処理責任はあくまで国にあり、また、国が現在検討している指定解除の制度は、一時保管者や解除後に処理責任を

しかし、国は今回、未指定の廃棄物についても現在の放射線量を測定することを検討しており、また、指定を解除する制度を新たに設ける考えも示したことから、栗原市内の未指定の廃棄物の取扱いも含め、改めて国の方針を確認する必要があると考えております。

問5 コンクリート施設で分散保管を継続する方針の県もあり、我が県も同様にすべきと思うがどうか。

〔答〕 我が県の指定廃棄物には、性状が不安定な稲わらなどの農林業系廃棄物が多く、大部分が焼却灰など性状が安定したものである茨城県とは状況が大きく異なっております。

加えて、農林業系廃棄物が県内各地域で分散して一時保管されていることから、現状の一時保管状態のまま、指定廃棄物を全てコンクリート施設を設けて保管することは難しいものと考えております。

問6 処分方法を科学的・合理的に明示するのは国と東京電力の責任であり、市町村に責任転嫁すると思うがどうか。

〔答〕 指定廃棄物の処理責任はあくまで国にあり、また、国が現在検討している指定解除の制度は、一時保管者や解除後に処理責任を

〔答〕 指定廃棄物の取扱いについては、これまで国から、過去に適切な方法で8,000ベクレルを超えていたことが確認されていたことが確認されている場合は、その結果に基づいて指定を受けることは可能と

問6 処分方法を科学的・合理的に明示するのは国と東京電力の責任であり、市町村に責任転嫁すると思うがどうか。

〔答〕 指定廃棄物の処理責任はあくまで国にあり、また、国が現在検討している指定解除の制度は、一時保管者や解除後に処理責任を

〔答〕 指定廃棄物の取扱いについては、これまで国から、過去に適切な方法で8,000ベクレルを超えていたことが確認されていたことが確認されている場合は、その結果に基づいて指定を受けることは可能と



【答】 私はこれまで、指定廃棄物の処理について、国民全体の利益を考えながら

【問7】 知事は国の方針に沿って汗を流すとしていますが、国の誤りを正し、科学的見地に立つて県民の利益を守ってこそその知事だと思いませんか。

知事は県民の立場で発言をすべき

負う者との間で協議が整うことを前提として解除を行うものと同様に、指定廃棄物の処理をどのような方針で行うかの決定権は国にあります。一方的に処理責任が市町村に移ることはないと考えております。

【答】 放射線物質事故時の対応については、平成

【問8】 一時保管施設で火災が発生した場合における避難や消火について具体的な点について、また、洪水時にも流されないよう厳重保管が求められるが対策はできているのか。

国に対して発言してまいりました。しかし、指定廃棄物の処理をどのような方針で行うかの決定権は国にあります。既に、一時保管をされている皆様は約2年を大幅に過ぎ、処分場の建設が膠着状態に陥っている現状において、国の方針に反対するだけでは処理の長期化を招いてしまうおそれがあります。

【答】 以前の答弁での最終処分場の安全性についての評価は、候補地の選定手順や施設の構造などの一般的な評価であり、3候補地の具体的リスクについて評価したものではありません。また、国は、ボーリング

【問9】 3候補地のリスクについて、幾重にも安全性に配慮した内容と評価していたが、今でも変わり無いか。

【答】 候補地の選定手順や施設の構造などの一般的な評価であり、3候補地の具体的リスクについて評価したものではありません。また、国は、ボーリング

23年3月に国から各消防本部に対して「スタートR1119 消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」が示されております。その中で、消火活動にあたり、消防警戒区域を設定し、部外者の立入りを制限するとともに、住民等の安全確保を図るため、関係機関と連携しながら、火災の概要、住民への被曝、避難や屋内退避の必要性の有無などを重点的に広報することとされております。

【問3】 3候補地の返上表明や指定廃棄物の再調査を受け、県主催の市町村長会議で意見を集約するとしているが、県は国に何を求め、会議に何を提起するのか。また、県と県議会の役割が不明確であり、市町村長会議の結論でよいと考えているのか。

【問4】 特措法見直し立場に立つのであれば、早急に法的課題を明らかにした上で関係都府県知事会議を開催し、問題点の共有と法改正に進むことが必要だと思いませんか。

【問5】 指定廃棄物の保管については、ただ単に保管するのではなく、科学的な最善の策として分散保管せざるを得ないとの共通認識が立つべきと思うが、ベレット化などの提案も含めてどうか。

【問6】 高レベル放射性廃棄物の最終処分地については、昨年5月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が改定され、国が前面に立つて、科学的有望地を提示するなどの取組を行うとしております。現在、国のワーキンググループにおいて科学的有望地の選定基準の議論がなされている最中であり、国からは詳細な説明がない状況でありますので、我が県に最終処分地受入の申し入れがあるとの仮定に立つた今回のマスコミからの質問については、現時点では、回答できないとしたものであります。

【問7】 指定廃棄物を有する12都府県では、置かれている立場や状況がそれぞれ異なりますので、特措法についての問題点を共有することは難しいのではないかと考えておりますが、今後とも必要に応じて、他県との情報交換に努めてまいりたいと考えております。

【問8】 次の市町村長会議では、今回、国から示された新たな方針を説明し、未指定の高濃度の廃棄物や8,000ベクレル以下の汚染廃棄物も含め、どのように処理を進めていくべきかについて、まずは忌憚のない御意見を伺うことにもなるものと考えております。

【問9】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問10】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問11】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問12】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問13】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問14】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問15】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問16】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問17】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

【問18】 我が県の指定廃棄物を今後どのように処理していくべきかについては、再測定結果を踏まえた国の方針が示されましたので、市町村長の御意見をよく伺いながら、国の方針との調整を図ってまいりたいと考えております。

※私の議会発言については宮城県議会のホームページから見る事ができます。是非、御覧下さい。